

第18回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

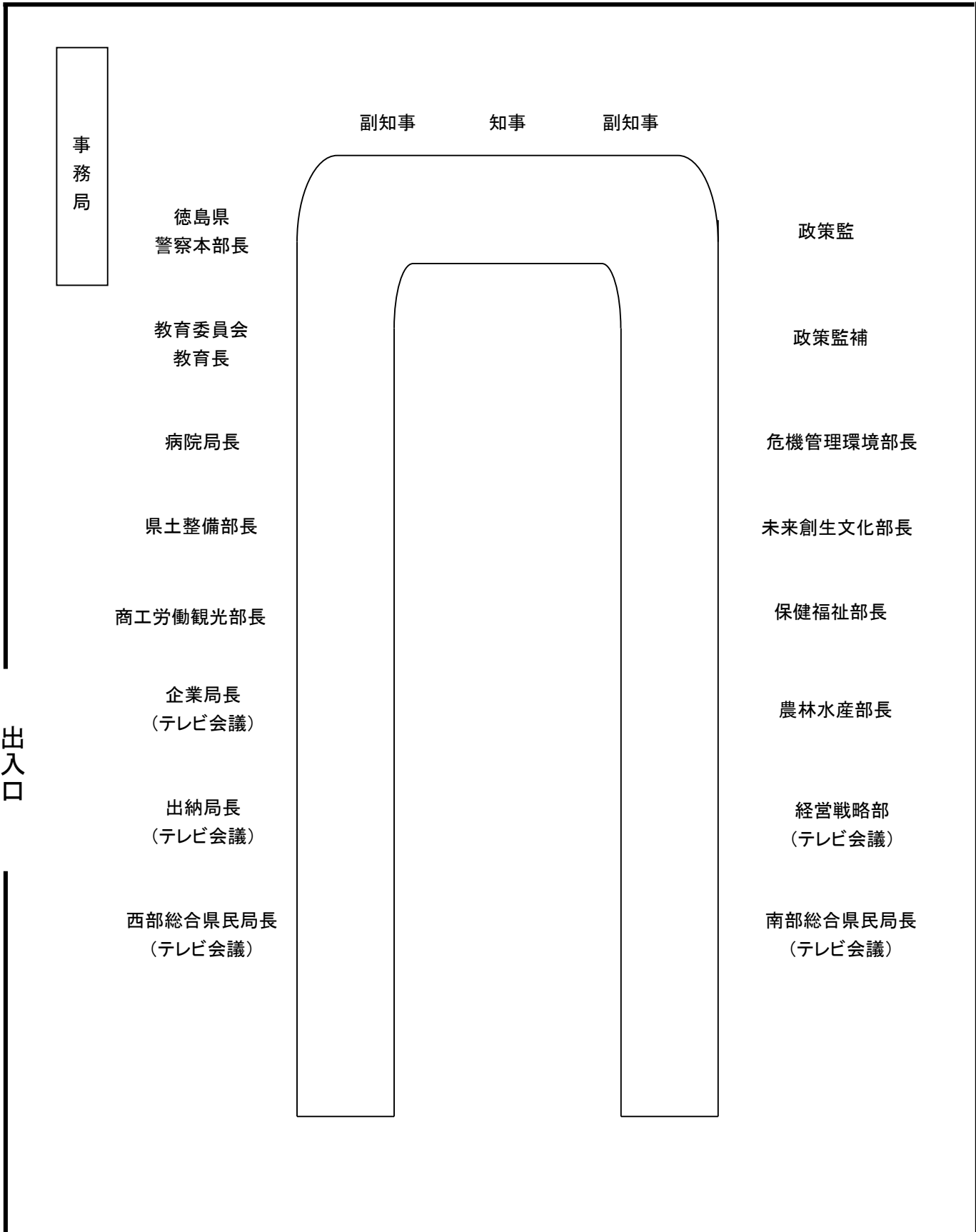
(徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和2年5月29日（金）
17時30分から
場 所：県庁3階 特別会議室

◎協議事項

- 1 とくしまアラート発動基準について
- 2 「体制整備のためのチェックリスト」について

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図




とくしまアラートの発動基準について(令和2年5月29日)



資料1

今後、本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、以下の3つの区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。

		①感染観察強化		②感染拡大注意	③特定警戒
基本方針		早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る		①に加えて、必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る(※1)	国の指定を受け、緊急事態措置を実施する
発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	-	5人以上	10人以上	約30人以上(※2)
	直近1週間の累積感染経路不明者数	-	2.5人以上	5人以上	約15人以上(※2)
解除の判断基準		-	直近2週間の感染経路不明者数が0人		直近1週間の累積新規感染者数3.5人以下(※2)
対応方針	共通事項	 「とくしまスマートライフ宣言！」(「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践)			
	外出	<ul style="list-style-type: none"> 感染が拡大している地域への不要不急の移動は避ける 3密の場所への移動を徹底して避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> (必要に応じ、法第24条第9項に基づく)外出自粛の協力要請。 不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 法第45条第1項に基づく外出自粛の協力要請。 県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。 	
	出勤	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 「出勤者数の7割削減」を目指す。 在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務等の強力な推進等。 	
	イベント(※3)	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛要請等。 それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応策を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。 	
	施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等(キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等) 公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。 	

※1 措置の実施の要否については、入院患者数、重症患者数、宿泊療養者数、監視体制(検査、相談等の件数)、クラスターの発生状況、近隣府県の状況を総合的に判断する。

※2 国により「特定警戒都道府県」に指定された際に移行するものであり、判断基準の数値についてはあくまでも目安である。

※3 イベントについては、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断するものとする。